平成28年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、子ども家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成28年4月1日~平成29年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。また、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

さらに、平成25年6月に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)が改正され、ストーカー規制法において、ストーカー被害女性の支援を婦人相談所が行うことについて明確に位置づけられている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて 137,025人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所	に よ る 電話・巡回相 談等の来所指 示による	相 談 外国人から の相談	巡回相談、出 張相談による 相談	電話相	談 夜間相談	そ の 他 (メール等)
実人員	(100%) 137, 025	(9. 2%) 12, 607	4, 110	478	(0. 2%) 322	(89. 6%) 122, 749	30, 473	(1.0%) 1,302
延人員	(100%) 218, 755	(25. 4%) 55, 509	6, 352	1, 938	(0, 2%) 479	(72. 4%) 158, 349	40, 343	(2.0%) 4, 418

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談実人員のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は7,097人であり、実人員総数の56.4%にあたる。

総 (※1)	夫等から の暴力	離婚問題家庭不和	帰住先なし 住居問題	親 からの 暴 力	交際相手 等からの 暴力	医療関係	男女問題 女身 身 身 等 (※2)	子 ど も か らの 暴力	経済関係	その他
(100%)	(56.4%)	(17.0%)	(6. 4%)	(4. 1%)	(3, 5%)	(2.9%)	(1. 9%)	(1. 7%)	(1. 4 %)	(4. 7%)
12, 588	7,097	2,137	807	519	435	369	243	215	170	596

^{※1} 暴力被害男性(19名)は含まない。

^{※2} 本項目において、ストーカー被害者99名を含む。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に 行われる。

またDV防止法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

更に、人身取引対策行動計画に基づき、被害女性の一時保護(委託を含む)を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延べ人員	うち一時保護委託分
要保護女子等	4, 624	1, 354	72,802	22,039
同伴する家族	4, 018	1, 532	66, 931	26, 277

(4) 一時保護時の主訴別内訳

総数	女 夫等から の暴力	帰住先なし 住居問題	交際相手 等からの 暴力	親等 からの 暴力	男女問題 人売等(※)	子ども からの 暴力	離婚問題家庭不和	医療関係	経済関係	その他
(100%	(69.5%)	(10.7%)	(6. 1%)	(5. 4%)	(2.8%)	(2.8%)	(1.5%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.5%)
4, 624	3, 214	495	280	249	127	131	71	20	14	23

[※]本項目において、ストーカー被害者67名を含む。

(5) 一時保護後の状況

総 (<u>※</u>)	福祉事務所 (社会福祉施 設への入所)	帰 郷	帰宅	自 立	婦人保 護施設	民間団体	素人宅・	病院	その他
(100%)	(19.6%)	(17.0%)	(15. 6%)	(15.4%)	(10.5%)	(7. 9%)	(3. 4%)	(2. 5%)	(8. 1%)
4, 527	885	771	704	698	475	359	156	111	368

[※] 平成28年度中に一時保護所(委託を含む)を退所した実人員

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV防止法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成29年4月1日現在、都道府県466名、市区981名、合計1,447名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談 (※) 別状況

※ 婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談

		来 所	による	相 談	30. 田村 30. 日	電話相	談	その他
種別	総数		電話・巡回相談等の来所指	外国人から の相談	巡回相談、出 張相談による 相談		夜間相談	(メール等)
			示による					
実 人 員	(100%) 154, 826	(43. 3%) 67, 032	8, 218	2, 572	(2.4%) 3, 706	(52. 6%) 81, 398	4, 091	(1.7%) 2,690
延人員	(100%) 386, 104	(52. 3%) 201, 969	21, 661	8, 313	(3. 4%) 13, 213	(41. 8%) 161, 316	4, 977	(2.5%) 9,606

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1) の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は25,306人であり、実人員総数の37.9%にあたる。

総 (※1)	夫等から の暴力	離婚問題家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし 住居問題	親 第 からの 問 題	交際相手 等からの 暴力	男女問題 人,一 人,一 等 (※2)	子 ど も か ら 力	その他
(100%)	(37.9%)	(28.8%)	(10.6%)	(6. 4%)	(5. 4 %)	(4. 2%)	(1.6%)	(1, 2%)	(1, 2%)	(2. 7%)
66, 835	25, 306	19, 275	7,099	4, 282	3, 593	2, 800	1,101	795	775	1, 809

^{※1} 暴力被害男性(197名)は含まない。

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、売春防止法第36条に基づき、要保護女子を収容保護することとされている。都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができるとされ、平成29年 4月1日現在39都道府県に47か所設置されている。

また、DV防止法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

(1)入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退 所 者	当該 年度 末 在 所 者	当該年度中
要保護女子等	3 3 9	5 1 1	553	297	105, 909
同伴する家族	4 6	3 3 1	358	1 9	22, 414
うち同伴児	4 6	3 2 7	3 5 4	1 9	22, 326

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が42.9%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が23.4%にのぼる。

総数	夫等から の暴力	帰住先なし 住居問題	経済関係	親等からの暴力	交際相手 等から力 暴力	医療関係	男人売等 女身春 (※)	子 ど も か ら 力	離婚問題家庭不和	その他
(100%)	(42. 9%)	(23.4%)	(9.9%)	(8.0%)	(5.9%)	(4.1%)	(2.3%)	(1.7%)	(1.7%)	(0. 1%)
850	365	199	84	68	50	35	20	14	14	1

[※] 本項目において、ストーカー被害者3名を含む。

^{※2} 本項目において、ストーカー被害者391名を含む。